

2014年2月17日

警察庁交通局長 様

公益社団法人 日本てんかん協会
会長 鶴井 啓司

「改正道交法施行令の政令案」等への意見

現在、警察庁交通局長が実施しています、標記「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見募集について、当協会の意見を次のとおり提出します。是非、より国民に分かりやすく、てんかんのある人たちなどが安心できる法の施行に向け、ご理解をお願いします。

記

1. 道路交通法施行規則別記様式第十二の二「質問書」および別記様式第十八の五（報告書）について、5番目の内容を本人が自己申告をする表現に変更する。

【理由】

1～4までの項目は、すべて本人の状態（症状）を自己申告する内容であるにも関わらず、5番目のみ「医師の助言」の申告となっており、申告内容は医師の判断のばらつきをそのまま反映するもので、運転適性の有無を判断するという本質問書（報告書）の公平性、安全性が担保されないことになる。免許更新時適性試験等に位置づけられる様式でありかつ罰則を伴うことから、質問は自己申告に統一すべきである。変更例として、「上記1から4以外で、過去5年以内において、安全な運転に支障が生じるおそれがある症状がある。」を提起する。

2. 道路交通法施行令の一部を改正する政令で、一定の病気等に係る運転者対策の推進において、特定取消処分者にも運転経歴証明書を発行できることとする。

【理由】

特定取消処分者は、一定の病気（症状）を理由に運転免許を取り消された人で、3年以内に運転免許の再取得が望める人である。この人たちは、いわゆる悪質な運転者や将来的にも運転不適格者となる人とは異なることから、3年間の優遇期間も与えられている。その観点から、この人たちが治療等に励み社会生活上の不安を少しでも解消するためにも、身分証明書としても活用可能な、運転経歴証明書（3年間有効の期限付きも可）を発行できる特例が必要である。

3. 改正法の施行の際、「一定の病気に係る運転者」については、病名ではなく個々人の「症状」で自動車運転の適性判断を行うことを、改めて国民に広く周知する。

【理由】

改正法の国会審議の中でも、再三「病名ではなく症状で」対象者を判断することが説明された。しかし、条文のすべてに「一定の病気に係る運転者」が明示されている現状では、多くの国民が「病名」による判断をしてしまう。そのため、てんかんなど患者個人で発作症状等が異なる場合でも、運転免許の取得・更新時には、「てんかんを申告しなければならない」と誤解が生じる。改正法が適切に執行され、国民に誤解や一定の病気のある人に不適切な制限が生じないためにも、警察庁は「症状の申告義務」であることを、民間団体などと連携をして強力な啓発キャンペーンを行う必要がある。

以上